

Goレミットオンライン送金サービス申込書

(※法人・個人事業主のお客さまのみご利用いただけます)

株式会社 新生銀行 御中

当社(私)は、本申込書別紙記載の「Goレミットオンライン送金サービスに関する規約」に同意したうえで、Goレミットオンライン送金サービスに申し込みます。

Goレミットお客様番号	申込日	年 月 日
法人名/ 屋号 (特許事務所名)		
お届けの代表者名または ご担当者名 (個人事業主の方は ご契約者名)	届出印	

- Goレミットにお届け頂いている代表者またはご担当者（個人事業主の方はご契約者）がマスターアカウント保有者となります。
Goレミットオンライン送金サービスのご登録が完了しましたら「パスワードのご案内」をお送り致します。
- Goレミットに E-mail アドレスをお届出いただいていない方は、Goレミットウェブサイトより「お客様情報変更届」をダウンロードのうえ E-mail アドレスのご登録をお願い致します。

(銀行使用欄)

印鑑照合	入力	照査	PW 発行

Go レミットオンライン送金サービスに関する規定

本規定は、当行のビジネス用サービスのお客さまが Go レミットオンライン送金サービス（以下「オンラインサービス」といいます。）を利用する場合の当行の取扱いについて定めるものです。

1. 定義

本規定において用いる次の各用語は、それぞれ次の意味を有するものとします。これらの他、本規定において用いる用語については、「Go レミット共通規定（ビジネス用）」および「Go レミット海外送金取引規定（ビジネス用）」における定義に従います。

- 「利用者」： 個人事業主のお客さまについてはお客さま、法人のお客さまについてはお客さまにおいてオンラインサービスを利用する方として当行所定の方法により登録されたマスターアカウント保有者およびサブユーザーアカウント保有者をいいます。
- 「パスワード」： オンラインサービスの利用の際に利用者の本人確認をするのに使われる記憶可能な情報を含む、秘密の言葉や数字をいいます。
- 「セキュリティコード」： オンラインサービスご利用の際に、利用者の本人確認をするために当行が要求する、パスワード、ユーザー ID（以下「ID」といいます。）、およびお客さまの詳細情報のうち当行所定の情報をいいます。
- 「ユーザーガイド」： オンラインサービスに關して当行の提供するガイドおよび情報で、以下のものが挙げられます。
- 紙面に印刷されたもの
 - ヘルプデスクを通じて口頭で伝えたもの
 - オンラインサービスを通じてお客さまに送られたメッセージ
 - オンラインサービスの一部として提供されたオンライン情報およびヘルプサービス
- 「マスターアカウント」： 個人事業主のお客さまについてはお客さまのアカウント、法人のお客さまについてはお客さまの会社において送金業務を担当する責任者として当行に登録された利用者のアカウントをいいます。
- 「サブユーザーアカウント」： 法人のお客さまに關し、マスターアカウント保有者に代わってお客さまによるオンラインサービスを利用する権限を付与された者として当行に登録された利用者のアカウントをいいます。
- 「お客さまのシステム」： オンラインサービスにアクセスするのに使われるお客さまの電子機器をいいます。

2. オンラインサービスの内容

- (1) お客さまは、オンラインサービスにより、当行所定のオンラインサービス専用画面において、当行所定の方法によりセキュリティコードを入力するうえ、オンラインで一括送金依頼その他当行所定のビジネス用サービスを利用することができます。ただし、お客さまは、送金取引を行うにあたっては、海外送金用口座へのお支払いをオンラインサービス外で別途行うものとし、海外送金用口座から送金先口座への送金取引は、当行が海外送金用口座への必要資金の入金を確認した後のみ実行されます。
- (2) オンラインサービスの利用は、本規定に服する他、「Go レミット共通規定（ビジネス用）」、「Go レミット海外送金取引規定（ビジネス用）」および「個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて」その他ビジネス用サービスの契約条件およびプライバシーに関する方針の適用を受けるものとします。

3. アカウント

- (1) マスターアカウント保有者は、当行所定の方法によって当行に届け出ることにより、当行から ID およびパスワードを受け取ります。法人のお客さまにかかるマスターアカウント保有者は、サブユーザーアカウント保有者の ID およびパスワードならびにサブユーザーアカウント保有者がオンラインサービスを通じて利用することができるビジネス用サービスの範囲の設定、管理、変更および削除を行う責任を負います。
- (2) サブユーザーアカウント保有者については、当行所定の方法によって当行に届け出た上で、マスターアカウント保有者において ID およびパスワードを発行することができます。サブユーザーアカウント保有者もまた本規定に従わなければなりません。

4. セキュリティー

利用者のみがアクセス可能、かつ、オンラインサービスを通じて指示を出せるようにするために、以下のセキュリティ対策の手順に従ってください。

- (1) 利用者以外の方はオンラインサービスをご利用できません。
- (2) 利用者はユーザーガイドに記載されているセキュリティに関する当行所定の手順に従わなければなりません。
- (3) 認証されずに行われたおそれのある取引・サービスを確認した場合、直ちにユーザーガイドに記載されている当行所定の電話番号にご連絡いただき、その旨をお知らせください。お客さまご自身の支払い履歴に間違いがあった場合は速やかに当行にお知らせください。
- (4) 利用者はパスワードが他人に知られないようご注意ください。利用者はご自身のパスワードを当行のスタッフやヘルプデスクのスタッフを含め誰に対しても教えてはいけません。パスワードにご自分の生年月日、電話番号など第三者から推測されやすいものを設定することは避けてください。
- (5) お客さまのマスターアカウントのパスワードが他人に漏れたおそれがある場合、直ちにユーザーガイドに記載の当行所定の電話番号にご連絡いただき、その旨をお知らせください。この場合、当行はお客さまの新しいパスワードが設定されるまで、オンラインサービスを中断します。法人のお客さまにかかるサブユーザーアカウントのパスワードが他人に漏れたおそれがある場合は、お客さまのマスターアカウント保有者にお知らせください。この場合、マスターアカウント保有者は直ちに当行所定の方法によりサブユーザーアカウントのパスワードを変更してください。

5. お客さまの指示の実行

- (1) 当行は利用者の本人確認のためにセキュリティコードを使い、それ以上の確認をいれずにお客さまの指示を実行します。
- (2) お客さまによる指示またはお客さまが明示的もしくは黙示的に認証した指示であるときを除き、利用者のセキュリティコードによって行われた指示に關して、以下の場合、お客さまは責任を負いません。
 - ① お客さまが当行に対してマスターアカウントのパスワードが他人に知られたことを当行所定の方法により通知した後に当該パスワードを用いて行われた指示
 - ② お客さまが当行に前号の通知をする前に行われた指示で、お客さまに故意および過失がなく、かつお客さまがセキュリティに関する当行所定の手順に従っていた場合
 - ③ セキュリティーコードが当行の故意または過失によって他人に知られてしまった場合
- (3) 当行は以下の義務を負いません。
 - ① 条件付きあるいは取り消し場合があるという前提で指示を受け付けること。
 - ② 当行の通常の銀行業務慣行に従う場合よりも早く支払いを行うこと。
- (4) 当行は、正当であると判断した場合には、指示の実行を拒否するか、あるいは書面等での確認を求めることがあります。
- (5) 当行は、お客さまの認証を得ていない可能性のある指示に対しては確認をとるよう努めます。そのため、処理の実行を拒否するか、あるいは取消しの手続きを取る場合があります。この場合、当行が合理的に行動している限り、お客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。
- (6) 指示が出された時間や他の取引の処理状況等により、利用者が指示を出した取引すべてが直ちに処理されるとは限りません。
- (7) 利用者は通常、ユーザーガイドに書かれている営業時間内であればオンラインサービスをご利用できます。ただし、定期メンテナンス、システム上の必要性、およびその他の状況により、利用者への通知なくご利用できない場合もあります。

6. 損害に対する責任

- (1) 当行はお客さまに対して直接的に与えた損失、かつ当行の故意または過失による不履行によって生じた損失に対してのみ、責任を負います。当行は間接的な損失については責任を負わないほか、たとえば以下のものについて責任を負いません。
 - ① 利用者のセキュリティコードによって認証されてはいるものの、実際には他人によって出された指示に基づいて行ったもの（ただし、第 5 条第 2 項に定めるものはこの限りではない。）
 - ② お客さまのシステムとオンラインサービスとの間の非互換性によるもの。
 - ③ 当行の合理的な管理能力を超えた事情によりオンラインサービスが中断した場合、または、そのためにお客さまの指示が遅れるか、処理されなかった場合。
- (2) オンラインサービスでは、お客さまは当行が取引を実施する日時を指定することはできません。当行に指示が届いたか否か、または指示が実行される日時を確認したい場合は、ユーザーガイドに記載されている当行所定の電話番号にお問い合わせください。

7. 当サービスのご利用の終了

- (1) 当行の都合によりオンラインサービスの契約を解約または停止することがあります。その場合、当行は通常 30 日前迄にお客さまに通知を行います。ただし、当行が必要と判断した場合、たとえばセキュリティ上の問題やその他当行との取り決めに対する違反があった場合などは、通知期間がそれより短い期間となること、または通知を行わないことがあります。
- (2) お客さまがオンラインサービス以外のビジネス用サービスの全部の利用を停止された場合、当行はオンラインサービスの利用を停止します。
- (3) お客さまがオンラインサービスの利用を終了しても、すでに指示が出されていて処理途中となっているビジネス用サービスには影響しません。

8. 手数料

当行は、当行が別途定めるところにより、オンラインサービスに対する手数料をお客さまにお支払いいただくことがあり、また 30 日前迄に通知することにより手数料を変更することがあります。

9. 当行が本規定を変更する権利

- (1) 当行は、本規定の条件を変更することができます。その場合は、オンラインサービス、電子メールもしくは郵送等によるお客さまへの通知、または当行ウェブサイトへの掲示その他適切な方法によってお客さまに周知いたします。
- (2) 当行は、本規定を変更する場合は、通常 30 日前迄に周知しますが、セキュリティの保護または当行の管理能力を超えたその他の事情により、周知期間が短縮される場合があります。お客さまが前項の通知を受け取ったのちにオンラインサービスをご利用になった場合、お客さまは変更を承諾したとみなされます。

10. 取引内容の確認等

当行は、お客さまの指示を正しく実行するため、また当行のサービス向上に役立てるため、お客さまがオンラインサービス上で行った指示を記録しています。またヘルプデスクへの通話をモニターし、記録することもあります。

11. 規定の準用

本規定に定めのない事項のうち、ご利用いただける方、申込み、本人確認書類、反社会的勢力との取引拒絶、個人情報の取り扱い、ID およびパスワードの管理、解約・サービス停止、届出・登録事項の変更、営業日、免責事項、譲渡・買入れの禁止、適用法令、合意管轄、規定の変更、英訳の扱いなどビジネス用サービス共通の取扱いについては、当行の「Go レミット共通規定（ビジネス用）」により取扱います。